

平成26年8月28日開催

新庄市農業委員会第3回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成26年8月）議事録

1. 開催日時 平成26年8月28日（木）午前10時00分
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（20名）

1番	星川	豊	2番	高橋	眞
3番	高橋	和彦	4番	樋口	彦弥
5番	高橋	敏行	6番	海藤	芳正
7番	伊藤	忠男	8番	今田	則雄
9番	畠腹	銀蔵	10番	清水	清秋
11番	小嶋	忠昭	12番	柏倉	嘉門
13番	佐藤	喜代志	15番	井上	茂雄
16番	吉野	昭男	17番	星川	勇吉
18番	清水	哲夫	19番	笹	行也
20番	三原	常男	21番	齋藤	謙二

4. 欠席した委員（1名）

14番 今田 栄二

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて
日程第 5 議案第9号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 6 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 出席した事務局職員

局 長	浅沼 玲子	主 査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太		

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成26年度新庄市農業委員会第3回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は20名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、新庄地区の今田栄二委員の1名でございます。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第3回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に9番の畠腹銀蔵委員と19番の笹行也委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区1件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について、萩野地区1番について、報告させていただきます。8月21日に調査確認したところ、同一世帯であり、また再設定という事でしたので問題ありませんでした。よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第6号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第6号農地法第3条の規定による許可申請

については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区で2件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、萩野地区2件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○11番

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区1番について調査報告をいたします。8月20日に現地調査をした結果、問題ございませんでしたのでよろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に萩野地区2番についてお願いします。

○4番

議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について、萩野地区2番について、8月21日に現地調査の結果、問題ありませんでしたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、八向地区1件についてを、議案書に基づきまして朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○18番

議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、八向地区1番について、調査月日は8月20日に調査確認をした結果、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第8号農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請

の取り下げについては、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第9号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。

ここで、高橋敏行委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第24条の規定により、退席を求めます。

○議長

暫時休憩をします。

<「高橋敏行委員」退場>

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第9号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区2件ございます。下記土地について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、整備計画を変更することについて、本会の意見を求めるものであります。それでは、議案書に基づきましてご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第9号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1番についての調査結果の報告をさせていただきます。8月20日に調査したところ、事由は詳細のとおりでございます。適当と判断いたしましたのでご審議願います。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に新庄地区2番についてお願いします。

○20番

議案第9号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区2番について、8月22日に現地調査の結果、事由は詳細のとおりでございます。適当と判断いたしましたのでご審

議題います。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第9号農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第9号農業振興地域整備計画の変更については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退場委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「高橋敏行委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1件八向地区1件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第3号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成26年8月28日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 畠腹 銀蔵

議事録署名委員 笹 行也